

豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画改訂の新旧対照表

(傍線の箇所は、改正部分を示す。)

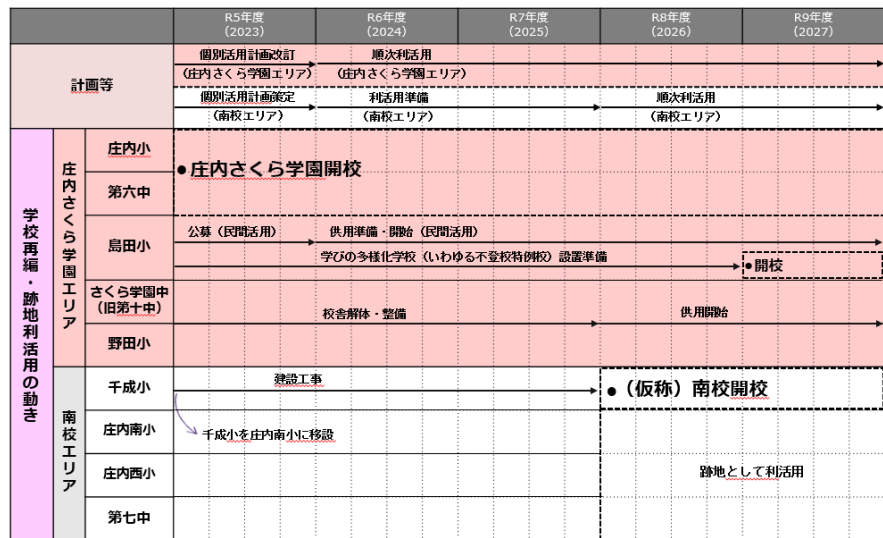
(現 行)	(改 訂 案)
目次	目次
1. 南部地域に関するこれまでの計画について 1	1. 南部地域に関するこれまでの計画について 1
2. 南部地域の概況について 2	2. 南部地域の概況について 2
2.1 南部地域の特性	2.1 南部地域の特性
2.2 人口推計	2.2 人口推計
2.3 年齢別社会動態	2.3 年齢別社会動態
3. 個別活用計画の策定に向けて 5	3. 個別活用計画の策定に向けて 5
3.1 学校跡地の利活用方針	3.1 学校跡地の利活用方針
3.2 南部地域活性化基本計画	3.2 南部地域活性化基本計画
3.3 学校跡地の利活用方針と南部地域活性化基本計画との関係	3.3 学校跡地の利活用方針と南部地域活性化基本計画との関係
4. 個別活用計画について 8	4. 個別活用計画について 8
4.1 個別活用計画策定の趣旨	4.1 個別活用計画策定の趣旨
4.2 南部地域の立地特性と地域の資源と結びついた要素づくり	4.2 南部地域の立地特性と地域の資源と結びついた要素づくり
4.3 まちの資源と学校跡地活用の方向性	4.3 まちの資源と学校跡地活用の方向性
4.4 南部地域全体で魅力づくりに取り組む	4.4 南部地域全体で魅力づくりに取り組む
4.5 学校跡地の活用イメージ	4.5 学校跡地の活用イメージ
5. 学校跡地活用の前提条件について 14	5. 学校跡地活用の前提条件について 14
5.1 学校再編のスケジュール	5.1 学校再編のスケジュール
5.2 各学校跡地について	5.2 各学校跡地について
5.2.1 島田小学校	5.2.1 <u>旧</u> 島田小学校
5.2.2 <u>野田小学校・庄内さくら学園中学校 (旧 第十中学校)</u>	5.2.2 <u>旧庄内さくら学園中学校 (旧 第十中学校)</u>
	5.2.3 <u>旧野田小学校</u>
	5.2.4 <u>第七中学校</u>
	5.2.5 <u>庄内西小学校</u>
	5.2.6 <u>庄内南小学校</u>
(省略)	(省略)

(現 行)

5. 学校跡地活用の前提条件について

5.1 学校再編のスケジュール

学校再編のスケジュールに沿って、各学校跡地の個別活用計画を策定する。



5. 学校跡地活用の前提条件について

5.2 各学校跡地について

5.2.1 島田小学校

(省略)

(改 訂 案)

5. 学校跡地活用の前提条件について

5.1 学校再編のスケジュール

学校再編のスケジュールに沿って、各学校跡地の個別活用計画を策定する。



5. 学校跡地活用の前提条件について

5.2 各学校跡地について

5.2.1 旧島田小学校

(省略)

(現 行)

5. 学校跡地活用の前提条件について

5.2 各学校跡地について

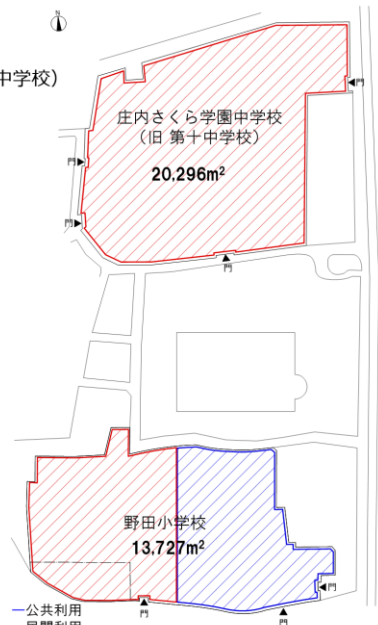
5.2.2 野田小学校・庄内さくら学園中学校（旧 第十中学校）

校舎・土地活用の前提条件

- ・用途地域：第一種住居地域、建蔽率60%、容積率200%
- ・建築基準法第22条区域
- ・庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画区域内
- ・阪急庄内駅から北へ約700m
- ・定期借地権（基本20年）
- ・校舎は解体
- ・公共利用：市立こども園（避難所機能）
共同利用施設（地域コミュニティ拠点・避難所機能）

校舎・土地活用の考え方

- 【校舎】
- 庄内さくら学園建設に先立ち、仮移転となる野田小学校・庄内さくら学園中学校の改修費用として、公共施設等適正管理推進事業債（地方債）を活用。
 - 起債の条件として、庄内さくら学園建設時には、校舎は解体または売却する必要がある。
- 【土地】
- 義務教育学校の開校や庄内コラボセンターの開設をはじめ、都市計画道路や連続立体交差事業の検討、さらには新大阪駅やうめきたの再開発など、南部地域を取り巻く環境はさらに変化していくことが予想される。
 - このことから、南部地域のまちづくりの可能性を最大限に高めるために、学校跡地の土地は売却せず、定期借地権での活用とする。貸付期間は、当面、豊中市南部地域活性化基本計画の計画期間である20年を基本とする。



(改 訂 案)

5. 学校跡地活用の前提条件について

5.2 各学校跡地について

5.2.2 旧庄内さくら学園中学校（旧 第十中学校）

校舎・土地活用の前提条件

- ・用途地域：第一種住居地域、建蔽率60%、容積率200%
- ・建築基準法第22条区域
- ・庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画区域
- ・阪急庄内駅から北へ約800m
- ・定期借地
- ・校舎を解体または売却する

校舎・土地活用の考え方

- 【校舎・土地】
- 庄内さくら学園建設に際し、公共施設等適正管理推進事業債を活用した。その起債の条件として、本校舎または旧野田小学校校舎を、解体または売却する必要がある。
 - 将来の行政課題に対応するため、学校跡地の土地は売却せず、定期借地での活用とする。
- 【活用方法】
- 民間利用として、スポーツ振興施設を中心に、こども関連施設、生活利便施設（商業、医療など）等のにぎわい施設を誘致する。



民間利用

5. 学校跡地活用の前提条件について

5.2 各学校跡地について

5.2.3 旧野田小学校

校舎・土地活用の前提条件

- ・用途地域：第一種住居地域、建蔽率60%、容積率200%
- ・建築基準法第22条区域
- ・庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画区域
- ・阪急庄内駅から北へ約500m
- ・定期借地
- ・校舎を解体または売却する

校舎・土地活用の考え方

- 【校舎・土地】
- 庄内さくら学園建設に際し、公共施設等適正管理推進事業債を活用した。その起債の条件として、本校舎または旧庄内さくら学園中学校校舎を、解体または売却する必要がある。
 - 将来の行政課題に対応するため、学校跡地の土地は売却せず、定期借地での活用とする。
- 【活用方法】
- 公共利用として、共同利用施設（災害時の避難所機能を維持）、こども園、公園を整備する。
 - 民間利用として、共同住宅等を中心に生活利便施設を誘致する。



公共・民間利用

5. 学校跡地活用の前提条件について

5.2 各学校跡地について

5.2.4 第七中学校

校舎・土地活用の前提条件

- ・用途地域：第一種住居地域、建蔽率60%、容積率200%
- ・建築基準法第22条区域
- ・庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画区域
- ・阪急庄内駅から南西へ約1,300m、豊中IC約1,000m
- ・借地
- ・校舎を活用する

校舎・土地活用の考え方

【校舎・土地】

- 校舎は解体せず、大阪府による必要な改修を行い活用する。
- 将来の行政課題に対応するため、学校跡地の土地は売却せず、借地での活用とする。

【活用方法】

- 公共利用として、大阪府立支援学校を設置する。

【その他】

- 体育館、グラウンドは地域で利用可能とする。
- 災害時の緊急避難場所及び避難所としての機能を維持する。



公共利用

5. 学校跡地活用の前提条件について

5.2 各学校跡地について

5.2.5 庄内西小学校

校舎・土地活用の前提条件

- ・用途地域：準工業地域、建蔽率60%、容積率200%
- ・建築基準法第22条区域
- ・庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画区域
- ・阪急庄内駅から南西へ約2,200m
- ・阪急神崎川駅から北西へ約1,400m
- ・定期借地または売却
- ・校舎を解体または売却する

校舎・土地活用の考え方

【校舎・土地】

- （仮称）南校建設に際し、公共施設等適正管理推進事業債を活用した。その起債の条件として、本校舎または庄内南小学校校舎を、解体または売却する必要がある。

【活用方法】

- 公共及び民間の併用を基本として利活用を検討する。
- 災害時の避難所機能を維持する。



公共・民間利用

5. 学校跡地活用の前提条件について

5.2 各学校跡地について

5.2.6 庄内南小学校

校舎・土地活用の前提条件

- ・用途地域：準工業地域、建蔽率60%、容積率200%
- ・建築基準法第22条区域
- ・庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画区域
- ・阪急庄内駅から南へ約1,300m
- ・阪急神崎川駅から北へ約1,400m
- ・定期借地または売却
- ・校舎を解体または売却する

校舎・土地活用の考え方

【校舎・土地】

- （仮称）南校建設に際し、公共施設等適正管理推進事業債を活用した。その起債の条件として、本校舎または庄内西小学校校舎を、解体または売却する必要がある。
- 民地と市有地が混在する敷地であることから、跡地の利活用に向け、複数の地権者との情報共有、協議・調整が必要となる。
- 協議・調整の内容を踏まえ土地活用を検討する。

【活用方法】

- 公共及び民間の併用を基本として利活用を検討する。
- 災害時の避難所機能を維持する。



公共・民間利用